



ネット通販の落とし穴!?

定期購入トラブルの事例をチェック!



SNSの広告で「定期縛りなし」のサプリを見つけて、1回限りでお得に試せると思って注文したら、2回目が届いちゃった…。

えー!? 「定期縛りなし」が「解約するまで続く定期購入」という意味だったなんて、思わなかったケロ!



《 トラブル事例 》

- 初回は500円、2回目以降は1万円などのように、初回は安く、2回目以降が高額料金
- 広告には「24時間365日簡単に解約可能」と書いてあったのに、実際はSNSの登録など手続きが面倒
- お得な「特典」を付けたら、途中解約ができない内容になっていた

ネット通販で商品を購入する場合には、**最終確認画面**に表示される契約条件(数量、回数、期間など)をよく確認しましょう。

最終確認画面の**スクリーンショット保存**を習慣化しましょう!



引越トラブルにご注意！



新生活を迎える3月から4月頃になると、全国の消費生活センター等に引越に関する相談が増加します。

相談事例では、「引越事業者によって壁や家具を傷つけられた」など、傷や荷物の紛失、その補償に関するものや、「オンライン上で見積もりを取って契約したが、荷物がトラックに乗りきらず積み残された」「見積もり後に契約しないと伝えたら、引越事業者が置いて行った段ボールを送料負担で返すように言われた」といった見積もりに関するものも見られます。



【消費者へのアドバイス！】

- 引越の見積もりは依頼内容や自分にあった方法で依頼しましょう。
- 引越事業者から渡される書類はしっかりと読み、疑問や不安な点は事前に確認しましょう。
- 契約締結前に段ボールなど資材の提供を受ける際は、その取扱いを確認しましょう。
- 損傷などのトラブルに備えて、引越前後の状況を記録しましょう。

泣き寝入りは188(いやや!)
と覚えてケロ！



困ったときは、

消費者ホットライン「188(いやや!)」番にご相談ください。

3月・4月の消費生活法律相談日

- 3月 11日(水) 午後1時30分から
- 4月 8日(水) 午後3時30分まで

弁護士が**無料**でアドバイスします。
相談時間はお一人様**30分**です。
事前予約が必要ですので、庄内消費生活センターまでお問い合わせください。

庄内消費生活センター

〒997-1392
東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1
(山形県庄内総合支庁内)
《相談受付》午前9時～午後5時
(土日祝日・年末年始を除く)
《電話番号》0235-66-5451

ホームページはこちらから→

